

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定 (治山林道課)	3
○保安林の指定予定に係る通知の掲示 (")	3
○道路の区域変更 (道 路 課)	3
○道路の供用開始 (")	4
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出 (会計管理課)	4

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年10月6日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第67号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。
別表第1の2の(13)の項を次のように改める。

(13) (12)のうち重要なもの				○						知事名又は副知事名の儀礼文書に係るものについては、秘書課長に合議する。
-------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	-------------------------------------

別表第1の9の(5)の項を次のように改める。

(5) 工事の完成期限の延長に関すること。	ア 1件の工事請負対象金額が5億円以上のもの				○					
	イ 1件の工事請負対象金額が5億円未満のもの					○				

別表第1の9の(7)の項を同表の9の(8)の項とし、同表の9の(6)の項を同表の9の(7)の項とし、同表の9の(5)の項の次に次のように加える。

(6) 工事の一時中止に關すること。					○					
--------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第2の30の項中「当該金額以上」を「当該金額以上5億円未満」に改め、同表の31の項中「の完成期限の延長及び一時中止」を「（議会の議決を得た契約に係るものを除く。）の完成期限の延長」に改め、同表中39の項を40の項とし、38の項を39の項とし、37の項を38の項とし、36の項を37の項とし、35の項を36の項とし、34の項を35の項とし、33の項を34の項とし、32の項を33の項とし、31の項の次に次のように加える。

32 工事の一時中止に關すること。					○					
-------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第2備考13中「33まで及び35から37」を「34まで及び36から38」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第573号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年10月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸
- (2) 届出者の住所
東京都台東区上野七丁目14番4号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ダイレックス吉田店
高知市吉田町305番ほか
- (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸
東京都台東区上野七丁目14番4号
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者（届出後に追加されることがある。（9）のAにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 貞方 宏 司	佐賀県佐賀市高木 瀬町長瀬930番地

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年5月10日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,846平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
71台
 - イ 駐輪場の収容台数
27台

- ウ 荷さばき施設の面積
155平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
29.52立方メートル
- (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス株式会社	午前9時	午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
4箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

区分	時間帯
荷さばき施設(1)	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設(2)	午後10時から午前6時まで
荷さばき施設(3)	24時間

- 2 届出年月日
平成27年9月9日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第574号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成27年10月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高知市（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高知市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
高知市（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
高知市（次の図に示す部分に限る。）
 - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第575号

平成27年9月高知県告示第529号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を室戸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年10月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1) 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町乙1243番地イ
 - (2) 氏名

- 小松 広寿
- 2 保安林に指定する予定の通知の要旨
 - (1) 保安林予定森林の所在場所
室戸市吉良川町字宝蔵庵乙5078の1
 - (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

高知県告示第576号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年10月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年10月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町越裏門 字地主300番15から 吾川郡いの町越裏門 字地主300番5まで	前	4.2 }	53
	後	4.3 }	
吾川郡いの町越裏門 字地主300番5	前	4.5 }	70
	後	8.6 }	
吾川郡いの町長澤字 長沢山275番1から 吾川郡いの町長澤字 フタマタ93番10まで	前	5.8 }	346
	後	9.2 }	
		21.7 }	346
		33.7	

高知県告示第577号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年10月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上郷栲原
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡栲原町上本村629番1から 高岡郡栲原町上本村497番1地先まで	605	平成27年10月6日

高知県告示第578号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年10月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
 - (変更前) 高知市布師田3992-3
一般社団法人高知県発明協会
会長 山岡 陸宏
 - (変更後) 高知市布師田3992-3
一般社団法人高知県発明協会
会長 泉井 安久
- 2 変更年月日
平成27年6月26日